

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2022年10月26日	
【会社名】	and factory株式会社	
【英訳名】	and factory, inc	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青木 倫治	
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台三丁目 6 番28号	
【電話番号】	03-6712-7646	
【事務連絡者氏名】	取締役 蓮見 朋樹	
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台三丁目 6 番28号	
【電話番号】	03-6712-7646	
【事務連絡者氏名】	取締役 蓮見 朋樹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	499,999,750円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2022年10月26日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき臨時報告書を関東財務局長に提出いたしましたので、これに伴い、2022年10月25日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第三部 追完情報」に当該臨時報告書の内容を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部 【追完情報】

<訂正前>

### 1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期)及び四半期報告書(第8期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2022年10月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2022年10月25日)現在において、その判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

<後略>

<訂正後>

### 1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期)及び四半期報告書(第8期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年10月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年10月26日)現在において、その判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

<中略>

### 3 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期)の提出日(2021年11月30日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年10月26日)までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2022年10月26日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2022年10月26日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、株主総会に付議する議案の内容を決定し、同日開催の取締役会において、2022年11月25日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

Mazars有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 異動の年月日

2022年11月25日(第8回定時株主総会開催予定日)

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等になった年月日

2016年11月30日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、2022年11月25日開催予定の第8回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。当該会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、監査環境の変化等により近年の監査報酬が増加傾向にあることから、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性等を踏まえ、複数の監査法人を対象として総合的に検討した結果、その後任として新たにMazars有限責任監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

適切な選定と判断しております。